

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ヤマックス			コード	5285
提出日	2025/7/17	異動（予定）日	2025/8/1		
独立役員届出書の提出理由	新たに独立役員を指名するため。				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	津留清	社外取締役	○													○	有
2	松山隆文	社外監査役	○													○	有
3	中島邦介	社外監査役		△													
4	井上勉	社外監査役	○													○	新任 有
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		弁護士の資格を有し法律事務所の所長であることから企業法務に関する豊富な経験と高い見識を有し、客観的かつ独立性の立場に基づく多様な視点から、取締役の職務の執行に対し、特に企業におけるガバナンスやコンプライアンスのあり方に関する監督と助言を期待できるとの判断のもと社外取締役に選任しております。同氏と当社との特別な関係はなく、「有価証券上場規程に関する取扱い要領」のみならず、自社にて定めた独立性の判断基準にも準拠し、独立役員に指定しております。
2		金融機関等で、経営に関する豊富な経験と実績を重ねられた優れた人材であります。同氏は、株式会社鹿児島銀行の監査部長を退任後、株式会社鹿児島リースの常勤監査役、株式会社インフラテックの取締役を経て当社の監査役に就き、現在は他社との契約はありません。同氏の持つ知識・知見等を当社の監査に反映し、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し社外監査役に選任しております。同氏は当社と特別な関係はなく、「有価証券上場規程に関する取扱い要領」に定める独立性の判断基準に準拠し、独立役員に指定しております。
3	平成11年6月から平成15年6月の間、当社取締役を歴任。	
4		司法書士としての長年の実務経験に基づき、会社法及び関連法規に精通しており、企業法務・コンプライアンス体制等に関する深い知見を有している優れた人材であります。同氏の持つ知識・知見等を当社の監査に反映し、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し社外監査役に選任しております。同氏は当社と特別な関係はなく、「有価証券上場規程に関する取扱い要領」に定める独立性の判断基準に準拠し、独立役員に指定しております。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。